

扶養認定にかかる自営業者の取扱いについて

●自営業者（個人事業主）

社会通念上、経済的に自立した存在であり、他の者からの収入ではなく、事業の売上や必要経費、経営状態などを含めてその事業の結果すべてに責任を負い、自ら生計を維持することを選択した方となりますので、**基本的にはご自身で国民健康保険に加入してください。**

ただし、実際の事業内容が、稼ぎ儲けるためというよりは家督を相続し細々と営んでいる方や、極めて零細な規模の事業の場合等、被保険者が主たる生計維持者として判断できる実態がある場合には認定要件に基づき、扶養認定の可否を判断します。

●自営業者の収入

確定申告における所得金額ではなく、事業収入から（総収入）から「直接的必要経費＝その費用なしには事業が成り立たない経費」を差し引いたもの。

※所得税法上で認められている経費とは異なります。

●当組合が認める直接的必要経費は「売上（仕入）原価」、「給与賃金※1」、「地代家賃※2」、「水道光熱費※2」です。

※1・・・従業員に対し、総額の支払いが年間130万円未満の場合のみ

※2・・・事業者の所在地と自宅の住所が異なる場合のみ

ただし、上記以外の経費については、業種および事業の内容や事業形態により、添付書類等にて判断します。

F A 7 0 0 1

令和 年分収支内訳書（一般用） （あなたの本年分の事業所得又は雑所得の金額の計内訳をこの表に記述して確定申告書に添付してください。）

提出用

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

令和 年 月 日

（自 月 日 至 月 日）

営（業）等 雑（業）務		（自 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 至 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日）		整理番号 <input type="text"/>	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	氏 名 (年齢)	従事月数
収入金額		旅費交通費			
売上(収入)金額 ①		通信費			
家事消費費 ②		広告宣伝費			
その他の収入 ③		接待交際費			
計 (①+②+③) ④		損害保険料			
売上金額		修繕費			
期首商品(製品)棚卸高 ⑤					
仕入金額(製品)棚卸高 ⑥					
小計(⑤+⑥) ⑦					
期末商品(製品)棚卸高 ⑧					
差引原価(⑧-⑦) ⑨					
差引金額(④-⑨) ⑩					
経費					
給料賃金 ⑪					
外注工賃 ⑫					
減価償却費 ⑬					
貸倒金 ⑭					
地代家賃 ⑮					
利子割引料 ⑯					
租税公課 ⑰					
その他の経費 ⑱					
水道光熱費 ⑲					

ここが130万未満OK

ここが130万未満ではNG

○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)	従事月数	給料賃金	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
(職)				
(職)				
(職)				
その他(人分)				
計				

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

※ 雑所得の金額の計算において、事業収支控除を受けることはできません。